

計量器（温度計、長さ計、トルクレンチ、圧力計等）を販売される皆様

計量器の販売に関する規制について

平成 30 年 12 月

経済産業省計量行政室

日頃、計量行政に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

計量法では、非法定計量単位による目盛又は表記の付した計量器の、販売又は販売を目的とした陳列を禁止しています（計量法第 9 条^{※1}）。

温度計、巻尺等の長さ計、負荷されているトルクの値を計測するトルクレンチ及びタイヤ等の空気圧を計る圧力計等は計量器に当たるため、計量法第 9 条の対象となります。

つきましては、今一度、販売する計量器に表記されている単位をご確認いただき、非法定計量単位が付されているものがございましたら、見直しいただけますよう、よろしく願いいたします。

※輸出用、航空機関係用途等であって経済産業大臣へ届出又は申請することにより販売できることがあります。

○よくある質問

<温度計について>

温度についての法定計量単位は、「℃（セルシウス度又は度）」又は「K（ケルビン）」です。

「°F（華氏）」は非法定計量単位であり、この計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。

<長さ計について>

長さについての法定計量単位は、「m（メートル）」です。

「yd（ヤード）」、「in（インチ）」及び「ft（フィート）」は非法定計量単位であり、これらの計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。

<トルクレンチについて>

トルク(力のモーメント)についての法定計量単位は、「N・m（ニュートンメートル）」です。

「Kgf・cm」、「in・lbf」、「ft・lbf」等は非法定計量単位であり、これらの計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。

<圧力計について>

圧力についての法定計量単位は、「Pa（パスカル）」、「N/m²（ニュートン毎平方メートル）」、「bar（バール）」です。

「psi」、「lbf/m²」、「inHg」等は非法定計量単位であり、これらの計量単位を使用した計量器の販売は禁止されていますので、注意してください。

○その他

- ・法定計量単位と非法定計量単位とが併記された計量器や、法定計量単位と非法定計量単位との表示が切替えできる計量器であっても販売又は販売を目的とした陳列をしてはなりません。
- ・非法定計量単位による取引又は証明を行うことも計量法第 8 条において禁止されています。

※「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます（計量法第 2 条）

○参照 URL 及び問合せ先

- ・計量法における単位規制の概要

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani.html

- ・計量単位に関する質問

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/51_qanda_tani.html#2

- ・計量法に関する問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

E-mail：metrology-policy@meti.go.jp